

おもな内容

- 確定申告のご案内 ②-⑤
- 交通安全コーナー ⑥
- 平成4年度海外研修助成事業
体験レポート~第1弾~ ⑦
- カマラ散歩 ⑧-⑨
- 交通災害共済に加入しませんか? ⑩
- 国民年金コーナー ⑪
- お知らせ ⑫

オニは~外! フクは~内!!

—町内各保育所 節分—

(写真は中条保育所)

休日在宅 当番医の お知らせ



月/日	内 科 医 (電話番号)	外 科 医 (電話番号)
2/14	田 崎 医 院 (☎62-1122)	佐々木医院 (☎62-2357)
2/21	富 田 医 院 (☎66-2226)	石 川 医 院 (☎66-2140)
2/28	星野医院(見附) (☎62-0998)	見 附 南 医 院 (☎63-4477)
3/7	見 附 市 立 病 院 (☎62-2800)	見 附 市 立 病 院 (☎62-2800)
3/14	山 喜 医 院 (☎62-0646)	金 井 医 院 (☎62-0116)
3/20	星野医院(今町) (☎66-2103)	寺 師 医 院 (☎62-0137)
3/21	杏 仁 堂 医 院 (☎62-0123)	石 川 医 院 (☎66-2140)
3/28	霜 鳥 医 院 (☎62-0579)	佐々木医院 (☎62-2357)

※診療時間は、内科・外科とも午前9時
から午後5時までです。

人 口 の 動 き

1月末日現在・(前月比)・[前年比]	
人 口	12,644人(+6) [+122]
男	6,177人(+3) [+76]
女	6,467人(+3) [+46]
世帯数	2,724戸(+6) [+52]

今月の納税

- 固定資産税第4期
- 国民健康保険税第6期
- 国民年金第11期

- 消防車・救急車の要請は☎119
- 無憂苑斉場の申込みは与板郷消防署
☎0258-72-2572



編 集

「高齢者の生きがいと健康づくり事業」の一環として、町と町老人クラブでは、「サンパルコなかのしま」において工芸・陶芸・手芸などの教室を開設しています。

このうち工芸教室では、二月十六日(火)~三月三日(水)までの間、JR長岡駅東口にある「ダイエー長岡店」において、教室の方々が作られた「ひょうたん」の展示会を開催します。

みなさん、近くへお出かけになられた際に

後 記

は、ぜひ訪ねてみてはいかがでしょうか? おじいちゃん、おばあちゃんの見事な作品が鑑賞できることでしょう。

さらに三月中旬には昨年も行われて好評を得ました、工芸・陶芸・手芸各教室合同の展示会が、「サンパルコなかのしま」を会場にして開催される予定です。ここでは作品展示と合わせてチャリティーセールも行われますので、会場まで一度足を運んでみてください。

確定申告は正しくお早めに

申告期間／2月16日(火)～3月15日(月)

二月十六日(火)から所得税、住民税(町・県民税)、事業税などの申告の受付が始まります。昨年一年間の所得とその税額を正しく申告するために納税相談などを利用して、正しい知識と記入法の指導を受け、三月十五日(月)の納期限までに申告を済ませましょう。



確定申告の必要な場合は

次に該当する場合は、確定申告が必要です。

- ▼事業(農業・商工業など)をしている場合、不動産収入がある場合、土地や建物を売却した場合などで、平成四年中の所得金額の合計額が基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除などの所得控除の合計額を超えるとき
- ▼サラリーマンで、給与の年収が一五〇〇万円を超える場合や、給与所得や退職所得以外

白色申告者も収支内訳書の添付を

事業所得(農業・商工業など)、不動産所得、山林所得を生ずべき業務を行っている場合(青色申告者は除く)は、確定申告書を提出するときに、その年の総収入や必要経費の内容を記載した収支内訳書を添付しなければなりません。

なお、平成二年分の事業所得等の所得金額の合計額が三〇〇万円を超える場合は、記帳をしなければならぬことになっていますが、それ以外の方でも記帳をしている場合は、それをもとに、収支内訳書に正しく記載して添付をお願いします。

便利な納税相談をご利用ください

町では、二月十八日(木)から次ページの日程表のとおり共同納税相談を実施します。会場は役場隣の「町農村環境改善センター」です。確定申告の必要な方は、ぜひご利用ください。なお、相談日は混雑が予想されますので、できるだけ決められた日においでください。また、添付書類、印鑑、振替納税等を希望される方は、振込先の口座番号を忘れずに控えてこられるようお願いいたします。

年金収入は雑所得になります

国民年金・厚生年金などの公的年金や生命保険・郵便年金などの私的年金を受け取ったときには、雑所得となり、所得税がかかります。

〔公的年金とは?〕
①国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員等共済組合法などの法律の規定に基づく年金
②恩給(一時恩給を除く)や過去の勤務に基づき使用者であった者から支給される年金
③適格退職年金契約に基づいて支給を受ける年金

〔私的年金とは?〕
①生命保険契約、郵便年金契約もしくは生命共済契約に基づく年金
②退職年金共済、退職年金契約に基づく年金

雑所得の計算

$$\text{公的年金等の収入金額} - \text{公的年金等控除額} = \text{雑所得の金額}$$

公的年金等控除額の算出方法は、受給者の年齢が65歳以上か否かで異なり、下の表のとおりになっています。

受給者の年齢	その年中の公的年金等の収入金額の合計額(A)	公的年金等控除額
65歳以上の人	260万円未満	140万円
	260万円以上460万円未満	(A)×25%+75万円
	460万円以上820万円未満	(A)×15%+121万円
65歳未満の人	820万円以上	(A)×5%+203万円
	130万円未満	70万円
	130万円以上410万円未満	(A)×25%+37.5万円
65歳未満の人	410万円以上770万円未満	(A)×15%+78.5万円
	770万円以上	(A)×5%+155.5万円

私的年金

$$\text{その年に受ける年金} + \text{その年に年金の支払開始日以降その年において分配される剰余金・割戻金} = \text{雑所得の金額}$$

$$\text{その年に支払を受ける年金} \times \frac{\text{掛金等の総額} - \text{年金支払開始日前に分配された剰余金・割戻金}}{\text{年金の支払総額}} = \text{雑所得の金額}$$

共同納税相談日程表

会場	納税相談日	地区	時間
町農村環境改善センター(役場隣)	2月18日(木)	町内全地区 (営業、その他事業全般)	9:30~12:00
	2月19日(金)	町内全地区 (営業、その他事業全般)	
	2月25日(木)	中之島地区	
	2月26日(金)	中通地区	
	3月1日(月)	上通地区 (灰島新田、中興野、新栄、大曲戸)	13:00~15:30
	3月2日(火)	上通地区 (押切野川、池之島、押切野原、甲根、大口)	
	3月3日(水)	中野地区	
	3月4日(木)	中条地区	
	3月5日(金)	西所・三沼地区	
	3月8日(月)	信条地区 (真野代新田、中条新田第1-2-3)	
3月9日(火)	信条地区 (下沼新田、西野、西野新田)		

▷上記以外の納税相談日以外でも、2月18日～3月15日まで、町農村環境改善センターにおいて納税相談を行っています。
▷農業所得を除く営業及びその他の事業所得の方は、できるだけ2月18・19日の相談日においでください。

振替納税をご利用ください

所得税の納税方法に振替納税制度があります。この制度は、銀行などの預貯金口座から直接振り替えて納税されますので、納税のための手数料が省け、うっかり納期限を忘れて滞納してしまっこともなくたいへん便利です。新たに振替納税を希望される場合は、預貯金先の金融機関か税務署に「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

三条税務署からのお願い

三条税務署では、所得税の確定申告にあたって、二月上旬から三月下旬の間、庁舎前に納税相談会場のプレハブを建てます。このため駐車場がなくなりまますので、車での来署はご遠慮ください。



確定申告をしないと所得税が戻ります

確定申告をする必要のないサラリーマンでも、次の控除に該当する場合は、確定申告をしないと源泉徴収された所得税が還付されません。

なお、還付を受けるために確定申告をする場合には、給与所得や退職所得以外の所得金額が20万円以下であっても、これらを申告しなければなりません。

雑損控除

雪下ろしに要した費用や、地震、火災、風水害などの災害、盗難などにより、住宅や家財に損害を受けた場合で、これらの災害等に関連してやむを得ない支出をした場合には、次のうちいずれか多い方の金額が控除されます。

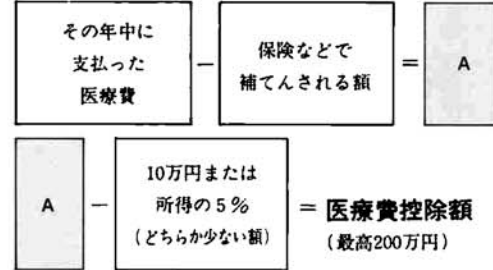
- 差引損失額 - 所得金額の10分の1
- 差引損失額のうち災害関連支出の金額 - 5万円

(注)①差引損失額…損害金額-保険金などによって補てんされる金額
②災害関連支出…災害により滅失した住宅、家財を除去するための費用や豪雪による家屋の倒壊を防止するための屋根の雪下ろし費用など

医療費控除

あなたやあなたの家族が病気をしたり、ケガをしたりして、多額の医療費を支払った場合には、医療費控除として次の算式によって計算された金額が所得額から控除されます。

医療費とは、診察や治療などを受けるために直接必要な費用



(注)医療費控除は所得控除ですので、軽減される税額はその人の所得の大きさにより異なります。

で、次のようなものをいいます。

- ① 医師や歯科医師に支払った診療代、治療代
 - ② 治療や療養のために必要な医薬品の購入費
 - ③ 病院や診療所、助産婦への収容されるための費用
 - ④ マッサージ師、指圧師、はり師、灸師、柔道整復師による治療を受けるために支払った施術費
 - ⑤ 保健婦、看護婦、准看護婦などに対して支払った療養上の世話の費用
 - ⑥ 助産婦に支払った分娩の介助料
 - ⑦ 通院費用、入院の部屋代・食事代の費用、医療用器具の購入代・賃借料の費用で通常必要なもの
 - ⑧ 六か月以上寝たきり状態で、おむつの使用が必要であると医師が認めた人のおむつ代
- いずれの場合でも、支払額を証明する領収書等の添付、または提示が必要です。なお、おむつ代については、医師が発行した「おむつ使用証明書」とおむつ代の領収書(患者の氏名及びおむつ代であることが明記されたもの)が必要になります。

住宅取得特別控除

医療費は、平成四年中に現実に支払ったものに限って控除の対象となります。

したがって、未払いとなっている医療費は、現実に支払がされるまでは控除の対象になりません。

本人が住むために床面積が四平方メートル以上二〇平方メートル以下の住宅を新築したり、中古住宅を購入(建築後一〇年以内(マンション等の耐火建築物については一五年以内)した人で、その年の所得金額が二〇〇万円以下であり、民間の金融機関や金融公庫などから住宅ローンの融資(返済期間一〇年以上)を受けた人は、次の算式による住宅取得特別控除を六年間、うけることができます。

また、増改築であっても、これらの条件にあてはまり、増改築等の工事費用が一〇〇万円を超えるものについては、控除の対象になります。

その他の場合

▽年の途中で退職した後、再就職せず、年末調整を受けていない

▽所得が少なく、利子所得や配当所得、原稿料などの源泉徴収税額が納めすぎになっている

▽給与所得者で、年末調整の際に生命保険料控除などを忘れて

▽予定納税をしたが、確定申告の際に必要がなくなった

◇ 詳しいことは、納税相談等の際にお尋ねください。

◇ なお年末調整を受け、税金の還元だけを申告される方は、簡単な還付申告用紙があるのでご利用ください。

所得税・住民税諸控除一覧表

項目	区分	所得税	住民税	
基礎控除		350,000円	310,000円	
配偶者控除	一般の控除対象配偶者	350,000円	310,000円	
	老人控除対象配偶者	450,000円	360,000円	
	同居特別障害者である控除対象配偶者	一般の控除対象配偶者	650,000円	520,000円
		老人控除対象配偶者	750,000円	570,000円
配偶者特別控除		最高350,000円	最高310,000円	
扶養控除	一般の扶養親族	350,000円	310,000円	
	特定扶養親族	450,000円	360,000円	
	老人扶養親族	同居老親等以外の者	450,000円	360,000円
		同居老親等	550,000円	430,000円
	同居特別障害者である扶養親族	一般の扶養親族	650,000円	520,000円
		特定扶養親族	750,000円	570,000円
		同居老親等以外の老人扶養親族	750,000円	570,000円
		同居老親等	850,000円	640,000円
障害者控除	一般の障害者	270,000円	260,000円	
	特別障害者	350,000円	280,000円	
老年者控除	一般の寡婦	500,000円	480,000円	
	特定の寡婦	270,000円	300,000円	
寡婦控除	一般の寡婦	270,000円	260,000円	
	特定の寡婦	350,000円	300,000円	
寡夫控除		270,000円	260,000円	
勤労学生控除		270,000円	260,000円	
生命保険料控除		最高50,000円	最高35,000円	
個人年金保険料控除		最高50,000円	最高35,000円	
損害保険料控除		最高15,000円	最高10,000円	
白色専従者控除	最高配偶者	800,000円	最高配偶者	
	その他	470,000円	その他	
障害者等の非課税限度額			1,250,000円	

※老人控除対象配偶者、老人扶養親族とは年齢70歳以上(大正12年1月1日以前生まれ)の人をいいます。

※特定扶養親族とは、扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満(昭和45年1月2日から昭和52年1月1日までの生まれ)の人をいいます。

※特定の寡婦とは、寡婦のうち、扶養親族のある子を有し、かつ、合計所得金額が500万円以下である人をいいます。

※老年者控除は申告者が年齢65歳以上(昭和3年1月1日以前生まれ)の人で所得金額が1,000万円以下の人が該当します。

申告前に準備を

確定申告での必要書類

- 確定申告をするとき、申告書に添付しなければならない書類は次のとおりです。
- 雑損控除を受ける場合
- ・損害額の明細書(雪下ろし費用等の場合は、支払った領収書など)
- 医療費控除を受ける場合
- ・支払った医療費の領収書
- 住宅取得控除を受ける場合
- ①住民票の写し
- ②登記簿謄(抄)本や請負契約書、売買契約書などで、家屋の取得年月日・増改築等の年月日・床面積・取得価格・増改築等の費用の額を明らかにする書類
- ③住宅取得資金等に係る借入金

の年末残高等証明書

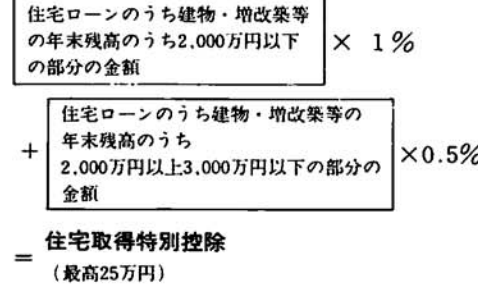
- ④債務の承継に関する契約に基づき債務を有する場合、その債務の承継に係る契約書の写し
- ⑤増改築等の場合は、さらに建築確認通知書の写し、または建築士から交付を受けた増改築等工事証明書
- ※入居年月日が平成三年三月三十一日以前の場合には、控除額の計算方法や添付書類が異なります。

小規模企業共済等掛金控除を受ける場合

- ・支払った掛金の証明書
- 生命保険料控除を受ける場合
- ・支払った保険料が年間九〇〇〇円を超える場合、その支払保険料の証明書
- 個人年金保険料控除を受ける場合
- ・支払った保険料の証明書

損害保険料控除を受ける場合

- ・支払った保険料の証明書
- 給与所得のある人は、勤務先からもらった源泉徴収票を、また、年金収入のある人は、公的年金等の源泉徴収票などを希望される方は、振替先の名称・口座番号を控えてください。
- 印鑑は必ずご持参ください。



故星野 峯次さん（元村議会議員）が 勲六等単光旭日賞を受賞

昨年十二月五日、八十歳で逝去された元村議会議員の星野峯次さん（中条新田第三）に、このたび地方自治功労者として勲六等単光旭日賞が贈られ、一月



長男の友義さん

二十六日、町長からご遺族に手渡されました。

星野さんは、昭和四十二年五月一日から五十四年四月三十日まで、三期十二年の永きにわたる村議会議員として村の発展にご尽力されました。



星野 峯次さん

員長・委員長を歴任され、地方自治の確立と産業振興の発展に大きく寄与されました。

また、村農業委員会委員に計七年間就任、この間生産基盤の整備などに努め、農業生産の安定確立により、農家経済の地位向上に力を注がれました。

さらに、昭和三十五年から十七年間に、村農業共済組合組合長理事を務め、農業災害救済制度の確立による農家経営の安定と組合運営にもご活躍されました。

故人の叙勲をお祝いするとともに、謹しんでご冥福をお祈りいたします。

員長・委員長を歴任され、地方自治の確立と産業振興の発展に大きく寄与されました。

交通安全コーナー

平成四年の中之島町での交通事故の状況

平成四年中の町内の交通事故の状況は、平成三年に比べ、件数で十七件・約三十七%の増加、傷者数は二十三人・約四十%の増加と高い増加率となりました。

特に町道での交通事故が増えていますので、みなさん、安全運転を心がけ、平成五年は交通事故のない、安全で快適なまちを作りましょう。

【町内交通事故発生状況】

区分	件数		死者		傷者	
	12月中	累計	12月中	累計	12月中	累計
平成4年	3	62	0	1	4	81
平成3年	2	46	0	2	2	58
比較増減	+1	+16	±0	-1	+2	+23

【町内交通事故発生状況】

区分	件数		死者		傷者	
	1月中	累計	1月中	累計	1月中	累計
平成5年	5	5	0	0	6	6
平成4年	7	7	0	0	7	7
比較増減	-2	-2	±0	±0	-1	-1

死亡事故0 連続258日 2/1現在

「レクダンスinなかのしま」を 開催します

「レククラブどんどん」と町公民館では、みなさんにダンスの楽しさを伝えるため、次のとおり「レクダンスのつどい」を開催します。

「BRUE—THREEレクダンス研究会」のみなさんとともに、最新のヒット曲に合わせて楽しく踊ります。

大勢の参加をお待ちしています。

- 日時 三月十四日(日) 午前10時～午後四時 まで(受付は午前九時四十五分)
- 会場 町公民館 講堂
- 主催 町公民館
- 主管 レククラブどんどん
- 参加費 町内者 一千元 町外者 一千三百円
- 携行品 動きやすい服装、運動靴、昼食

○対象 レクリエーションダンスに興味と関心のある方ならどなたでも参加できます。

○申込締切 三月九日(火)までに申し込んでください。

なお定員になりしだい、締め切らせていただきますが、

多数の申込が予想されますので、お早めにお問い合わせください。

○講師 東京BRUE—THREEレクダンス研究会

○申込及び問い合わせ先 町公民館(☎〇二五八—六六一三四— 内線一九)

平成 海外研修助成事業 体験レポート 第一弾

昨年度よりスタートした「海外研修助成事業」も今年度で二年目を迎えます。昨年五月から広報などにより希望者を募集したところ、三名の方が参加されました。

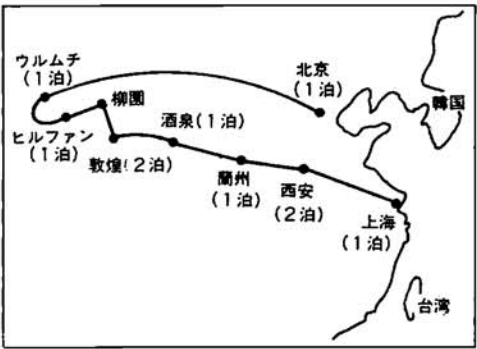
その体験レポートが届きましたので、今号から随時紹介していきます。今回は、中国の敦煌や西安などへ十二日間研修に行かれた、馬場亨さん(大曲戸)です。

シルクロードに 思いをよせて



馬場 亨さん (大曲戸) 長岡大手高等学校勤務

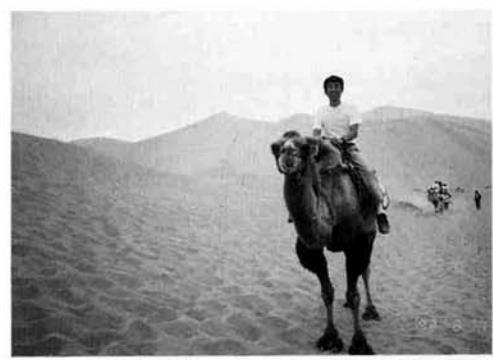
八月七日から十八日までの十二日間、中国新疆ウイグル自治区のウルムチ、トルファン、甘肅省の柳園、敦煌、酒泉、蘭州、陝西省の西安などに行ってきました。このルートは、ドイツの地理学者リヒトホーヘンが「ザ



イデンシユトラ—セン絹の道」と名付け、中国語では「絲綢之路」または単に「絲路」と訳されているところ。日本では現在「絹の道」というよりもむしろ、英語訳の「シルクロード」の方がとおりがいかもかもしれません。

渭城の朝雨輕塵を浥す 客舍青青として柳色新たり 君に勸む更に尽くせ一杯の酒 西のかた陽関を出ずれば故人無からん

日本でもよく知られる唐の詩



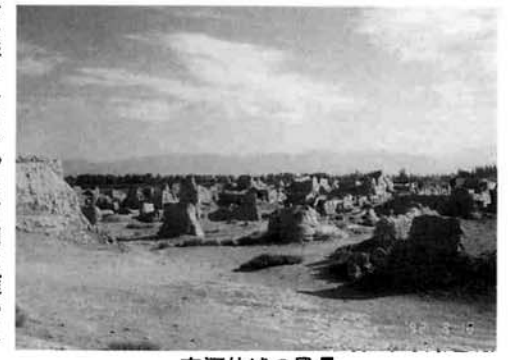
ゲツガセン 月牙泉への往復はラクダで

人王維の「送元二使安西」という詩ですが、漢詩の世界で玉門関や陽関をみると、そこは都長安(現在の西安)から遠く離れた辺境の地であり、そこまでがかりうじて中国の範囲というギリギリの境界線として現れてきます。役人や兵士は心ならずも派遣されていったわけです。しかし唐代、特に陽関の方は、東西交易の玄関口として栄え、西方からも大勢の人がきていたようです。

陽関の烽火台址へ行ったとき

(現在陽関そのものは砂に埋もれてしまっています)私の心は、どちらかと言えば西側に立っており、西方から旅してここまできた人たちのことを考えていま

した。ここに来るまでにすでに何か月か費やし、ようやく中国に入ろうとしている人たち。西を振り返れば、いま歩いてきた驛気楼の浮かぶゴビ灘が広がり、東を見れば、噂に聞いた敦煌のオアシスが近いのか、遠く緑も見える。長安までの道のりを問えば、ラクダに乗ってあと三ヶ月との答、知らぬ土地に入る不安がないわけではないが、首都長安を見る期待、そして交易による利益への期待の方がはるかに大きい。



交河故城の風景

今回の私の旅は西から移動してきました。ウイグル族の人たちと話し、家に寄せてもらったりもしました。夜は町に出てシシカバブ(羊の肉を串に刺して焼いたものを食べていました。また、高昌故城と交河故城が今回の旅で最も良かったと思う所です。そして、東西二つの勢力の狭間で、人々がどんな生活をしていただろうかと考えずにはいられません。

ほとんどの資料に、「シルクロードは長安に始まって西へ向かう」と書かれていますし、絹

が運ばれていった方向は確かにそうです。しかし当時の人たちの意識に眼を向けたとき、「シルクロード」という呼び名は東西どちらの人たちに、よりふさわしいのかと考えました。東の人たちの「絹が運ばれて行く道」よりも、西の人たちの「絹が運ばれて来る道」の方が、より理解しやすい感覚です。西方の人たちは、中国とその首都長安の高い文化、そして絹に大きな憧れの気持ちを持ってこのルートを語ったでありましょうから。

旅行中いろいろなものを見聞きし、考えることもできました。いずれ機会があったら、クチャ、カシユガル、ホータンなどへも行ってみたいと思っています。

いろとりどりのまゆ玉を飾りました

—信条保育所 まゆ玉づくり—

1月12日(火)、信条保育所でお正月のお祝い物の一つ、「まゆ玉」を作って木に飾りました。

自分たちで作った、赤、黄、緑など色とりどりの「まゆ玉」のほかに鈴やお菓子などを、子どもたちは気に入った枝へ思い思いに飾りましたが、広報ではモノクロでしかみなさんにお見せできず、キレイに飾られた木々を紹介できないのが残念です。



新春早々幸運をいただき、感謝しております。(大橋さん談)

—お年玉付き年賀はがき1等当選—

中之島簡易郵便局開局10周年を迎える今年、最先よく

「お年玉付き年賀はがき」の1等当選者が出ました。

当選者は猫興野にお住まいの大橋豊作さんです。大橋さんが選ばれた賞品は、家族みんなで長く、記念として楽しめるように「衛生放送受信機内蔵の25型カラーテレビ」でした。



左端が大橋さん



今年1年、火災のないように

—町消防団出初式—

1月10日(日)、町農村環境改善センターにおいて、「平成5年町消防団出陣式」が行われました。

町内8分団の消防団員が整列する前で、今年1年間、無火災を願い、放水が行われました。



揃いの浴衣で踊りませんか？

—町芸能協会では「中之島町」と入った「揃いの浴衣」を斡旋します—

すでにご覧になられた方も大勢いらっしゃると思いますが、町芸能協会では昨年、町名入りの「揃いの浴衣」を作成し、「民踊とカラオケの夕べ」や「民踊ながし」「産業まつり」などで着用しています。

町芸能協会では、これからもより多くの方々から加わっていただき、踊りの輪を広げていくとともに、町のPRにも努めていきたいと考えています。

つきましては、会員以外の方にも希望がありましたら次により、「揃いの浴衣」を斡旋いたします。

◎斡旋価格

★男性用(浴衣地・帯) 12,200円

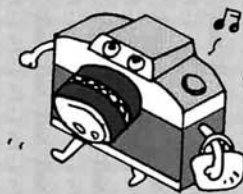
☆女性用(浴衣地・帯) 12,900円

※仕立て代は含まれません。

◎申込期限 2月末日まで

◎申込及び問い合わせ先

町公民館内 町芸能協会事務局
(☎0258-66-3242 内線29)



カメラ散歩

暑いけどガマンして…

—町内各地 さいの神—

1月15・17の両日、小正月行事の「さいの神」が町内各地で行われました。

時折小雨の降る中、子どもたちの書き初めや、お正月中飾っていたしめ縄などをやぐらと一緒に燃やし、甘酒を飲みながら、熱いのをガマンして、スルメを焼いている風景が見られました。



お皿がキレイにできるかな

—中野保育所 お皿づくり—

1月7日(木)、中野保育所の子どもたちは、陶芸教室のおじいちゃん、おばあちゃんを先生に、「お皿づくり」にチャレンジしました。

おじいちゃん、おばあちゃんに手伝ってもらいながら、粘土の板を型に合わせて切った後、模様を入れて、「木の葉」のお皿のできあがり。

子どもたちは、自分で作ったお皿が焼き上がるのを、心待ちにしています。



一日一円の掛金で 最高百万円の見舞金

— 交通災害共済に
加入しませんか? —

交通災害共済は、住民が交通
事故により死亡したり、ケガを
したりしたとき、その被災者や
家族に見舞金を贈り、生活の安
定と福祉の増進に役立てるため、
県内百十二の全市町村が共同で

運営している相互扶助制度です。
本町では、平成四年度は人口
の約八十九%に当たる一万二千
二百四十一名の方々から加入し
ていただきました。
ただいま平成五年度の会員を
募集していますので、万一に備
えこの共済制度にご家族をろっ
て加入されるようお勧めします。
◎加入資格

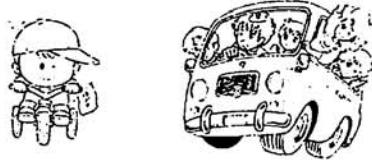
①町内に住所のある方であれば、
年齢に制限なく加入できます。
②学生の方は、転出されても加
入できます。
◎会費(掛金)
大人も子どもも一人年額三百
五十円(四月一日以降に加入さ
れる場合も同額)です。
◎共済期間
四月一日から翌年三月三十一
日まで。(中途加入された方は、
会費を納入された日の翌日から
共済期間が始まります。)

③加入方法
二月中旬より、嘱託員を通じ
て各世帯に届けられた申込書に
必要事項を記入し、会費を添え
て納入期限までに申し込んでく
ださい。
◎見舞金の請求方法
万一交通事故に遭われたら、
次の書類を添えて町住民福祉課
窓口で請求の手続きを行って
ください。
※請求手続きに必要な書類など
①会員証
②共済見舞金請求書
③交通事故証明書
④医師の診断書
⑤請求者の金融機関の口座番号

〔見舞金の給付状況〕

(平成5年1月16日現在)

等級	災害の程度	金額	見舞金支払件数	
			平成3年度	平成4年度
1等級	死亡した場合	100万円	1	1
2等級	自賠責施行令別表の等級区分の1級各号に掲げる傷害の割合	70万円	0	0
3等級	治療を要した期間が6カ月を超え、かつ入院30日以上を含む実治療日数90日以上のもの	15万円	5	2
4等級	治療を要した期間が5カ月を超え、かつ入院21日以上を含む実治療日数75日以上のもの	12万円	0	0
5等級	治療を要した期間が4カ月を超え、かつ入院14日以上を含む実治療日数60日以上のもの	10万円	5	1
6等級	治療を要した期間が3カ月を超え、かつ入院7日以上を含む実治療日数45日以上のもの	8万円	3	1
7等級	治療を要した期間が2カ月を超え、かつ入院・通院の実治療日数30日以上のもの	6万円	9	8
8等級	治療を要した期間が1カ月を超え、かつ入院・通院の実治療日数15日以上のもの	4万円	8	12
9等級	入院・通院の実治療日数7日以上のもの	2万円	10	9



⑥請求者が自動車を運転、もし
くは同乗していた場合は、車
を運転していた人の免許証の
写し
⑦その他必要に応じ組合長の指
定する書類
なお、見舞金の請求期限は、
交通事故の起きた日から一年以
内です。一年を経過した場合は、
請求できません。
また、会員証を紛失された場
合は、町住民福祉課までご連絡
ください。会員証を再発行いた
します。
◎見舞金の対象とならない事故
次の事故は、見舞金の給付対
象になりません。
①飛行機、船舶、ケーブルカー、
ロープウェー、リフト等によ
る事故
②耕うん機、トラクター、ブル
ドーザー等作業用機械による
作業中の事故
③住宅等の庭先、工場内、屋内、
作業場等道路上以外の場所で
起きた事故
詳しくは、町住民福祉課窓口
(☎〇二五八―六六一―二〇〇二
内線四七)までお問い合わせく
ださい。



国民年金のマスコット
"ゆめありくん"

国民年金コーナー 学生が就職して厚生年金に 加入したときの手続きは?

Q 私の息子が今年の三月で大
学を卒業し、大手の会社に就
職することになりました。国
民年金には、二十歳以上の学
生が強制加入になった平成三
年四月から加入しています。
就職すると、厚生年金に加入
することになるのだと思いま
すが、今までの期間はどのよ
うなのでしょう?
また、何か手続きが必要で
すか?

ます。つまり、就職して厚生
年金に加入しても国民年金の
被保険者のままですから、資
格期間は二十歳から引き続き
ていくことになります。
なお、厚生年金に加入する
手続きは就職先の会社が行い
ますが、国民年金については、
種別変更の届出を自分でし
なければなりません。

就職しましたら、年金手帳
と印鑑を持参の上、住民票の
ある市町村役場の国民年金担
当窓口へ届け出てください。
大切な手続きです。忘れな
いようにしましょう。

A 国民年金の被保険者は、次
の三つに種別されます。

第一号被保険者

…自営業者や学生

第二号被保険者

…厚生年金や共済組合の
加入者

第三号被保険者

…第一号被保険者の被扶
養配偶者

あなたの息子さんの場合、
現在は第一号被保険者ですが、
就職することによって第二号
被保険者になることになり



固定資産の 課税台帳を縦覧します

○期 間 3月1日(月)～22日(月)
○時 間 午前8時30分～午後5時
まで
○会 場 町役場 1階 税務課
※ 縦覧期間中は、無料で固定資産の
課税台帳をご覧になれます。特に平
成4年中に家屋調査の対象となった
方は、この期間を利用されると課税
状況が分かります。

県政ポストをご存知ですか? あなたの声を県政に

県では、広く県民のみなさまから県
政についての建設的なご意見やご提言
をお寄せいただくために、次の場所に
「県政ポスト」を設置し、所定のハガ
キを用意してあります。みなさまのい
ろいろなご意見、ご提言をお待ちして
おります。

○設置箇所

県庁舎(2カ所)、県総合・合同庁舎
(17カ所)、県運転免許センター(1カ
所)、市町村役場(112カ所)

○問い合わせ先

県庁広報広聴課広聴係 (☎025-285-
5511内線2116)

中小企業大学校三条校の 各種経営・技術研修を 受講してみませんか?

中小企業大学校三条校では、視聴覚
教材やOA機器を活用し、「経営能力
セミナー」や「管理者・後継者の養成
講座」など、平成5年度の各種経営・技
術研修を実施いたします。

受講者の募集は、各研修コースごとのカリキュラムを示した「研修のご案内」により開講の2～3カ月前から行
います。研修テーマや期日、受講料など
の詳細は、下記へお問い合わせくだ
さい。

○問い合わせ先

〒955 三条市上野原570番地
中小企業大学校三条校研修課
(☎0256-38-0770)



たけのこ工事

(入札結果から)

場 所	工 事 名	工事費	工事者名	完竣予定
池之島	第313号農業集落排水路整備第1次工事	479	㈱ 藤沢工業	5.3.20
横野	第28号農業集落排水路整備第1次工事	733	㈱ 宝建設	5.3.20
中条	第15号農業集落排水路整備第1次工事	113	㈱ 第一和光	5.3.20
大保	第59-1号農業集落排水路整備第1次工事	211	松井木材建設	5.3.20
灰島新田	第62号農業集落排水路整備第1次工事	1,854	㈱ 丸月組	5.3.20
中野中	第43号農業集落排水路測量設計作業委託	247	㈱ あさひ測量設計	5.3.20
中野東	第41号農業集落排水路測量設計作業委託	113	大原技術㈱	5.3.20
西野	第5号農業集落排水路測量設計作業委託	113	㈱ 県央都市開発	5.3.20